

様式第 1 号 (第 6 条関係)

生駒市剪定枝粉碎機使用申込書

令和 年 月 日

(宛名)
生駒市長

住 所
氏 名
電 話

剪定枝粉碎機を使用したいので、生駒市剪定枝粉碎機貸出事業に関する要綱第 6 条の規定により、次のとおり申し込みます。

剪定枝粉碎機貸出量	台
使 用 用 途	
使 用 場 所	
貸 出 期 間	(貸出日) 令和 年 月 日 ~ (返却日) 令和 年 月 日
本 人 確 認 等	<input type="checkbox"/> 免許証 (第 号) <input type="checkbox"/> 健康保険所 (第 号) <input type="checkbox"/> その他 ()

私は、剪定枝粉碎機を使用にあたり、裏面遵守事項を厳守したうえで、以下の事項に同意します。

1. 粉碎した剪定枝を土壌改良材等として有効活用し、市のごみ収集に出さないこと。
2. 粉碎機を第三者に転貸し、又は貸出しを受けた目的以外の目的に使用しないこと。
3. 使用者は、粉碎機の使用にあたり、自己の責めに帰する事由により、本市又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。
4. 使用者は、粉碎機の全部もしくは一部を破損した時は、自己責任にてこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

剪定枝粉砕機使用に当たっての順守事項

1. 付属のゴーグル、手袋（皮手袋）は必ず身に着けてから、剪定枝粉砕機（以下「粉砕機」という。）を使用してください。（巻き込みの恐れがありますので軍手は使用しないでください。）
2. 粉砕しようとする剪定枝は、市内の家庭や自治会等の団体が管理する敷地内から発生するものに限ります。事業所等から発生するものや、事業として請け負ったものについては、使用できません。
3. 粉砕機に投入できる木の太さは、最大直径で 30mm までです。処理能力を超えた太さの木や、竹、ツル、乾燥した木、堅い木等は、故障の原因になります。また、うるし等用途に適さない木には使用しないでください。
4. 粉砕機を使用する際は、騒音の防止、剪定枝の散乱防止等、周辺環境に十分配慮してください。
5. 作業中は、粉砕機の前後に立たないでください。枝を入れるときは、粉砕機の横に立って投入してください。枝が詰まったときは、取扱説明書の手順に沿って枝を取り出してください。
6. 粉砕チップは、資源化を図ることを目的としていますので、市のごみ収集に出さないでください。
7. 粉砕機を第三者に転貸しないでください。
8. 対象者が粉砕機を使用するにあたり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき事由により事故が生じた場合は、使用者自らの責任においてこれを解決するものとし、市は当該事故による損害賠償を一切負いません。
9. 対象者は、自己の責めに帰すべき事由により粉砕機を損傷し、又は紛失した時は、これを修理し、又はその損害を賠償していただきます。
10. 粉砕機に故障等の異常がある場合は、すぐに使用を中止し、生駒市清掃リレーセンターに報告し、その指示に従ってください。